

平成26年第2回定例会

教育民生常任委員会会議録

(平成26年6月3日)

栄町議会

教 育 民 生 常 任 委 員 会

議 事 日 程

平成26年6月3日（火曜日）午前11時00分開会

事件(1) 付託議案の審査

議案第5号 栄町障害者施策推進審議会設置条例

出席委員（14名）

| | | | | | |
|-----|----|-----|------|----|-----|
| 委員長 | 橋本 | 浩君 | 副委員長 | 鈴木 | 照夫君 |
| 委員 | 菅原 | 洋之君 | 委員 | 大野 | 徹夫君 |
| 委員 | 金島 | 秀夫君 | 委員 | 染谷 | 茂樹君 |
| 委員 | 藤村 | 勉君 | 委員 | 松島 | 一夫君 |
| 委員 | 山田 | 真幸君 | 委員 | 野田 | 泰博君 |
| 委員 | 高萩 | 初枝君 | 委員 | 戸田 | 栄子君 |
| 委員 | 大野 | 博君 | 委員 | 大澤 | 義和君 |

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

説明のため出席した者

| | | | | | |
|------|----|------|------|----|-----|
| 総務課長 | 長崎 | 光男君 | 財政課長 | 中澤 | 寿司君 |
| 福祉課長 | 埜 | 寄久雄君 | | | |

出席議会事務局

| | | | | | |
|------|----|-----|----|----|----|
| 事務局長 | 湯原 | 国夫君 | 書記 | 野平 | 薫君 |
|------|----|-----|----|----|----|

◎ 開 会

○委員長（橋本 浩君） ただ今から教育民生常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（橋本 浩君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 5 号栄町障害者施策推進審議会設置条例であります。

お諮りいたします。議案第 5 号については、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（橋本 浩君） 異議なしと認めます。よって、町執行部の出席を求めることと決定いたしました。

〔説明員 着席〕

長崎総務課長、中澤財政課長及び埜寄福祉課長におかれましては、ご出席をいただきありがとうございます。

議案第 5 号栄町障害者施策推進審議会設置条例を議題といたします。すでに本会議において提案理由の説明はいただいておりますが、補足説明があればお願いいたします。埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） それでは私から提案理由に補足して説明を申し上げます。

現在、町では福祉分野のうち、専門的見地から調査審議するに附属機関として、児童福祉の推進に関し、栄町子ども・子育て会議を設置し、高齢者福祉及び介護保険事業の推進について、栄町高齢者福祉推進協議会を設置しているところでございます。

しかし、障害者福祉の推進に関し、附属機関は設置してございません。また、現在計画期間中の栄町第 2 次障がい者計画・第 3 次障がい福祉計画が平成 26 年度末をもって終了するため、今年度中に次期計画を策定する必要があることから栄町障害者施策推進審議会設置条例案を 6 月議会定例会に提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） 現時点まで、障害者計画等を町が策定するに際し、附属機関がなかったという事について、どのような不都合がございましたか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。ただ今ご

質問にありました、今期までの計画につきましては、計画を策定する時点で関係者の方に集まっていたいただいて、意見を頂戴して計画を策定、あとアンケート調査等を元に策定しておりました。しかしながら、近年、障害者福祉制度の制度改正が頻繁に行われ、学識経験のある方の参加がなかったものですので、今後は十分そちらの方の知見も併せたうえで計画を策定する必要があるものと判断して今回提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） この障害者計画等を策定するにあたって、推進審議会を設置するという事は、これは国からの指導なんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 国からの指導ではなく、栄町がこの時期に設置する必要があると判断したものでございます。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 今まで、この障害者基本法の中にこういった市町村自治体でこういう施策推進審議会というものを設置しなければならないという風な文言がずっと存在していたんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 法律上計画の策定のための附属機関の規定はございましたが、こちら、あくまでも市町村の選択的な設置で良いという形になっておりましたので、栄町におきましては附属機関化がされていなかったという事でございます。

○委員長（橋本 浩君） 他にございますか。金島委員。

○委員（金島秀夫君） この中で、第2条の1項目なんですけど、栄町における障害者、障害者基本法第2条第1号というのは栄町であるのはどういう事なんですか。ちょっと読み上げていただきたい。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） こちらは、まず、障害者という言葉の定義を定めるにあたりまして、障害者基本法の規定と同様な範囲であるという事を規定したものでございます。補足して説明を申し上げますと、障害者という言葉自体の範囲を条例で定めるにあたりまして、こちら法律上の障害者と同じ人たちという事でこちらの規定を置いたものでございます。ですので、特別栄町だけ障害者の範囲が広がるというようなことはございません。

○委員長（橋本 浩君） 染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） 今まで、これがなくてもやっていた訳ですよ。こうすることによって何かメリットが増すのかというそういうのは。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） それではお答えします。こちら今回附属機関の設置をご承認いただきますと、例えば例を一つ上げますと、大学で専門の担当されている方等を委員にお招きして障害者の将来にわたる生活の安定ですとか、そういう形の政策に対して町が考える上で必要なご提言とご意見とを頂戴できるものと期待するところでございます。

○委員長（橋本 浩君） 染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） それとですね、そうすると今ある例えば障害の方が結構栄町にもいますよね、そういう人たちのためにもなってくるという事ですね、色々な部分で。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） そのとおりだと思っております。

○委員長（橋本 浩君） 山田委員。

○委員（山田真幸君） ここの審議会は委員12人以内と書いてあるんですが、今、福祉課の方で考えているこの12人以内なんですが、この学識経験のあるもの、第4条の（1）から（5）までありますよね。でも12人以内というのは3人でもいいし、今考えている割り振りの人数というのはどの様に考えていますか。1番から5番まで。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） あくまでも、こちらはご承認していただいた後に正式に決定するものでございますので、今のところ案という事でご承知をいただきまして、説明をさせていただければと思います。まず、12人中、学識経験者を1名考えております。第2号の障害者の自立及び社会参加に関する事業従事者という事で、こちらは町内で障害者福祉事業をやっております2法人、具体的に言いますと、ねむの里と印旛福祉会から1名づつと栄町社会福祉協議会から1名。医師その他の医療関係者ですがこちら第3号になりますが、精神科医等の医療従事者、あと成田地域生活支援センター、こちらは障害者の相談等の業務を町からお願いしているセンターでございます、こちらの職員を1名、行政機関の職員としまして、成田公共職業安定所から1名、千葉県立特別支援学校におかれていますコーディネーターから1名、その他町長が認める者として、民生児童委員の方から1名、児童発達支援センター保護者の代表の方1名、障害者相談員2名ですが内1名は身体障害者の方と知的障害者の方で12名という員数であれば障害の特性であります各障害、身体障害、知的障害、精神障害の各分野から委員の方をお願い出来るものではないかということで、12名という判断をさせていただきました。あともう1点、ただ今質問のありました3人でもという事なんですが、あくまでも欠員が出た場合審議できないと困りますので、12名以内という形でさせていただいております。当然欠員が出た場合は新たな委員を補充する手続きは速やかに取るべきと考えております。

以上でございます。

○委員長（橋本 浩君） 他にございますか。菅原委員。

○委員（菅原洋之君） この計画を策定するという事ですよ、障害者福祉の方ですか。そ

ここで各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要量という事を書いてあるんですけど、その必要量っていうのは何なんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まず障害者福祉サービス、大きく分けますと施設福祉サービスと在宅福祉サービス、実例を申し上げますとヘルパーの派遣ですとか、補装具の給付というのが在宅のサービスになります。こちら各種類ごとに例えば障害者何人の方がそういうサービスを年間どのくらい使うのか、という事を試算しまして、事業者の方にその提供の容量を比較していただきまして、必要があれば当然事業者の方の拡充ですとか、更に不足する場合には町外から事業者の方を誘致するですとか、そういう整備方針まで含めた形で計画上載せるという事を想定しております。

○委員長（橋本 浩君） 他にございますか。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 今、障害を持っている方自身の高齢化と、親の高齢化が該当者にとって大きな問題ですよ。その時に審査会の中では、栄町だから栄町の実態に合った障害を持っている人たちの状況にあったことで色々審議していかれると思うんですね、国全体が大元にあつて。その時に現時点で福祉課の課長から見て、この地域の中で見守りながら障害者も元気に幸せに暮らしていけるその観点をどういう風に位置付けているか、まずそれが聞きたいのと、印旛支援学校が今度東中学校に来ますよね。で、当然元の東中学校にその学校が誘致されるという事で、それとの関係でそういう中での教育とこの審査会の設置することによる連携ですか、当然そこにいる子どもたちもやがては成長して大きくなって成人になってこの町に暮らすなり当然していく訳ですから、たまたま栄町に学校が来るという事との関連でこの審査会をどういう風に位置付けるかまずちょっとそれを聞かせてください。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） まず、私の個人的な考えというのは、まだアンケートもこれから皆さんにお取りするという状況でございますので、その辺は控えさせていただきます、特別支援学校との関連につきましても、まだ具体的な時期というのは定まっておりませんし、どういう体制が県によりとられるのかというのも、まだ確定した事項がございませんので、状況を見ながら、やはり、当然連携は必要としまして障害の方が生涯にわたって地域で残された能力、障害は最近では個性ととらえて一部の能力があれば仕事として社会に参加するという事も広く行われておりますので、その辺についても当然位置付けを特別支援学校と協力しながら位置付けていかなければならないのかなと考えております。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） それは当然だと思いますので、ちょっと先の話になりますか、解りました。それで、やっぱりこれは高齢者施策と同じように地域との連携とか当然審査会の中で色々な条件を整えていったりやっていくんですけど、それと付随して地域との関連はこの障害

者問題でも、すごく重大だになってひしひしとを感じるんですけど、その辺は、審議会の中で、その制度そのものとかこういう障害者のグループホームを建設しようとか、例えば具体的にそんなことまでも審議会で審議するのか、その審議会の内容というのはどういう事を求めているんですか。審議会を作った趣旨というか、諮問機関は解りますけどでも、結局、障害者の人って安心してこの栄町においても暮らせるという事が第一の望みですよね。そうしたら、この審議会そのものが諮問機関という事は、今考えている障害者の皆さんが望んでいるようなことも網羅されて、だからどういう事を審議会で審議するのか。例えば、こういうものが不足しているからこういうものを作ろうとか、こういう制度、手当てをしようとかというそういう事、要するに何を言いたいかという、審査会というのは効果をどういう風に見ているのか、実際に何を期待しているのか、だってこれ1回の審査会を開くのに約10万円位費用かかりますよね。会議室とか別にしてこの人件費だけでも、そうすると年に4回位開くとしたら年間40万円の予算を、例えば0じゃないんですよ。そういう意味でも栄町の中で、色々財政問題とかある中で、本当にこの審議会が作ってよかったと言えるようなものにしてほしいと思いますので、ちょっとその辺の事を考えておりますが、審議会の審議内容をどう、審議会ってどんな事を期待しているんですか。どういう事を審議会に諮ってほしいんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 私から、こちらの附属機関の所掌事務の基本的な事項という考え方でよろしいでしょうか。答えさせていただきます。今回のお諮りしております審議会につきましては、障害者の方の長期的な施策をメインに検討していただいて、町長にご意見をいただくという事が非常に重要な事と考えております。そういう事ですので、こちらは、第2条の第1項にございます、障害者基本法第2条第1項にございます、市町村における障害者のための施策に関する基本的な事項を調査していただくのが、メインの所掌事務になりますのであくまでも将来にわたって障害者の方が、幸せな生活を送れるという内容の制度等を考えていただいたりするものと考えております。

○委員長（橋本 浩君） 戸田委員。

○委員（戸田栄子君） こういう事業をやっていくのには、やっぱり勿論審査会のメンバーそのものも必要ですけど、その受け皿というか実施する側の職員の体制も私は本当に重要だと思います。これは、ここで結論をもらわなくても良いのですが、こういう項目を増やしたり、充実させていく意味で、福祉課の職員の体制を、是非、今後可能な限り整えていただきたい。あまりにも幅が広すぎるので、子育て支援も含めて全部福祉課ですから、その辺を常に思っておりますので、今回この審議会設置についてもまた福祉課の色々な事業が増える訳ですから、いい事なんだけど体制を心配しています。

以上で終わります。

○委員長（橋本 浩君） 染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） 最後に僕も一つだけ、具体的な事になるんですけども、この福祉って障害者の親も段々歳をとってくる訳ですよ、そうすると子どもを預けるのに親も一緒に来ないと預からないよみたいな、例えば施設があったとしたら、そういう所っていうのは僕が行っている福祉作業所にしても色々な所に視察に行きますけど、全部預かってご安心して下さいと、あなたが亡くなってもその障害者たちはこちらで面倒を見てやりますからという所が結構あるんですよ今、そういう事に関してもしっかりとした審議会のほうでお話しをしてくれて、子どもが、親が病気になってもきちっと話し合ってもらえるような審議会になっていただければいいなと思いますので、よろしくどうぞ。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 私自身の理解の確認なんですけども、結局いま知的障害者と身体障害者というのがございますよね、大きく分けると。身体障害者の中には高齢化して身体障害者になった方もいらっしゃるんですよ、その人たちがこの町で安心して暮らすには、どうしたらいいかという事を提言する委員会を今、作ろうよという事でこの審査会が出来る訳ですよ。そこに学識経験者がいたり、実際に障害に携わって仕事をしている人たちがいたりして、ですから今皆さんが言っていた事を全部ひっくるめて、ある意味で町長にこういう町にして下さいよという、提言するための委員会になる訳ですよ。それをまず、ひとつ聞いておきたいんですけど。それでよろしいんですよ。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） こちらの本案第2条第2項にございますけれども、町長に意見を述べる事が出来るという事も、本審議会の所掌事務になっておりますので、必要ご意見は当然いただけるものと考えております。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 今回、町長が2期目で町長に就任した時、一番最初に言った6つのパワー、施策の中で最後に高齢者の元気ですとか、安心安全とかいうひっくるめた、ここに住んでる人たちのそういうような障害者たちを、どう安心安全に暮らしていくかという事を、その学識経験者も入れて話し合っていきましょうよという会でよろしいんですね。具体的な事はそこで話し合って、こういうまちづくりにして下さいよという諮問をする訳ですよ。そうすると、ちょっと一つだけ教えてほしいのは、今、栄町で障害者の数というのはこれからどんどん増えていくんじゃないかなというんですけど、そういう予測されている数字はあるんですか。例えば2040年に向けてどのくらい増えるのかというのは、そういうのはあるんですか。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 障害者の増加の推計については、2025年に向けてという試算はしてございません。ただ、当然高齢者の数が増えますので、そうすると高齢になれば心身機能の障害が発生するというのは栄町に限らず一般的な傾向であるという事ですので、その辺

も含めて本審議会で当然考慮されたご意見がいただけるのではないかと考えております。

○委員長（橋本 浩君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） いつか機会があったらそういうような、予測される数字なども出来たらいつか公表してみてください。お願いします。

以上です。

○委員長（橋本 浩君） 他に質疑ございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） すいません、これ都合悪かったら議事録から削除してもらって結構ですけども、7月1日施行なんですけど、これ通ったら、先程委員の12名が内輪で思っている事というのをおっしゃいましたけど、内諾はもうすでに。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） 附属機関を立ち上げます等の手続き中ですというお話しはさせていただきましたが、お願いしますとか、その節はとかいう話しは一切してございません。

○委員長（橋本 浩君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） でも聞く方はその節はになってる。まあ7月1日からすぐ動きだせそうですね。

○委員長（橋本 浩君） 埜寄福祉課長。

○福祉課長（埜寄久雄君） がんばります。

○委員長（橋本 浩君） 他にございますか。これにて質疑を終わります。

それではこれより議案第5号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をお聞きします。

[「なし」の声あり]

○委員長（橋本 浩君） よろしいですか。これにて各委員からの討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○委員長（橋本 浩君） 挙手全員。

よって、議案第5号栄町障害者施策推進審議会設置条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。なお、委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

◎ 閉 会

○委員長（橋本 浩君） 本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、教育民生常任委員会を閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午前11時29分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成26年6月11日

教育民生常任委員会

委員長 橋本 浩